横浜市精神障害者生活支援センター事業実施要綱

最近改正 令和3年4月1日 健障サ第4413号(局長決裁)

(目的)

第1条 この事業は、「横浜市地域活動支援センター事業実施要綱」に規定する横浜市精神障害者生活 支援センター(以下「センター」という。)において、精神障害者の通所による創作的活動又は生産 活動の機会の提供、日常生活の支援及び相談支援、地域交流の促進等を行い、精神障害者の社会復帰 と自立及び社会参加の促進を図るとともに、精神障害者に対する理解の促進を図ることを目的とす る。

(設置及び実施主体)

第2条 センターの設置及び実施主体は、横浜市とする。ただし、運営については、横浜市精神障害者 生活支援センター条例(以下「条例」という。)第5条に基づき、指定管理者(地方自治法(昭和22 年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ)に行わせることができる ものとする。

(利用対象者)

- 第3条 この事業の利用対象者は、次のとおりとする。
 - (1) 市内に住所を有する在宅の精神障害者であって、福祉・保健等に関する相談、援助を必要とする者
 - (2) 精神障害に関する福祉・保健等の活動に関心があり、この場を利用してこれらの活動を行おうとする者

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、横浜市精神障害者生活支援センター条例施行規則(以下「条例施行規則」という。)に定めるものとする。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、条例施行規則に定めるものとする。

(事業内容)

- 第6条 センターは、次の事業を行う。
 - (1) 日常生活の支援

生活の基本である住居、就労、食事等日常生活に即した課題に対する個別・具体的な援助

(2) 相談等

電話・面接・訪問等により服薬、金銭管理、対人関係、公的手続き等日常的な問題、個々人の悩み、不安、孤独感の解消を図るための助言、指導

(3) 生活情報の提供

住宅、就労、公共サービス等の情報提供

(4) 地域交流の促進

レクリエーション等精神障害者の自主的な活動、地域住民との交流等を図るための場の提供

(5) 障害福祉サービスの実施

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する自立生活援助事業

(6) 相談支援事業の実施

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する一般相談支援事業及び特定相談支援事業

(7) 精神障害者退院サポート事業の実施

横浜市精神障害者退院サポート事業実施要綱(平成 23 年 2 月 10 日健障支第 3910 号)に規定する 横浜市精神障害者退院サポート事業

(8) 障害者自立生活アシスタント事業の実施

横浜市障害者自立生活アシスタント事業要綱(平成22年3月1日 健障支第3649号)に規定する横 浜市障害者自立生活アシスタント事業

(9) その他

センターの設置の目的を達成するために必要な事業及び地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業

(設備基準)

- 第7条 センターは、別表1に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することによりセンターの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に対するサービス提供に支障がないときは、別表1に掲げる設備の一部を設けないことができる。
- 2 センターは別表2に掲げる設備を設けることができる。
- 3 センターの設備に関して、令和2年10月1日以降に設置又は移転を行う場合は、原則、別表1及び 別表2に定める基準面積を満たすものとする。ただし、第1項及び第2項の規定により、一部の設備 を設けないこともできる。

(職員の配置及び資格要件)

- 第8条 センターには、運営に必要な職員を原則として別表3のとおり配置する。なお、施設長、常勤職員については次に掲げる基準に該当する者とする。
 - (1) 施設長

精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務に5年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を 有する者であって、施設を運営する能力を有すると認められる者

(2) 常勤職員

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学において、社会福祉、心理学若しくは教育学に関する科目を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、社会福祉、心理学若しくは教育学に関する科目を修めて、同法第102条の規定により大学院への入学を認められた者

- イ 社会福祉主事任用資格を有する者
- ウ 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条の規定に

より大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務若しくは3年以上福祉に関する業務に従事した者

エ 精神保健及び精神障害者の福祉に関し相当の学識経験を有すると認められる者

(利用手続及び登録)

- 第9条 センターを継続して利用しようとする者は、生活支援センター利用登録書により、申し込むものとする。ただし、登録外の利用者についても、条例第4条に該当する場合を除き、その利用の制限はしないものとする。
- 2 登録にあたって、利用者から確認する項目は以下のとおりとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 生年月日・年齢
 - (3) 現住所
 - (4) 電話番号
 - (5) 主治医(病院・クリニック名)
 - (6) 診断名(本人が主治医から告知されている場合)
 - (7) 緊急連絡先
 - (8) その他、センターの判断で必要とされるもの
- 3 登録は最低でも3年間ごとに更新をするものとする。

(運営)

- 第10条 センターの運営は、次のとおり行うものとする。
 - (1) 指定管理者は、センターの事業を効果的に実施するため、行政機関、福祉・保健・医療の関係者等と連携し、利用者の需要把握や情報の収集・提供に努めるものとする。
 - (2) 指定管理者は、精神障害者に対する理解を深めるため、センターの事業を公開するとともに地域 住民等と連携して地域との交流に積極的に取り組むよう努めるものとする。
 - (3) 横浜市は、この事業に従事する職員に対する研修等の充実に努め、指定管理者はその職員に対して積極的に研修等の機会を与え、その資質向上と意識啓発に努めるものとする。
 - (4) 指定管理者は、第6条第5号に規定する障害福祉サービス、同条第6号に規定する相談支援事業、同条第7号に規定する精神障害者退院サポート事業、同条第8号に規定する障害者自立生活アシスタント事業、食事・入浴等の実費相当分の負担を伴うサービス及びその他の事業に係る経理を明確に区分する。
 - (5) その他運営に関する詳細な事項については、別に定める。

(指定管理者の指定等)

- 第11条 第2条にある指定管理者の指定手続きについては、条例等の規定に基づき実施するものとする。
- 2 市長は、指定管理者との間で協定書を締結する。

(運営連絡会の設置)

- 第12条 センターは、第1条の目的を達成するために、地域の保健・医療・福祉の関係団体及び関係施設、住民組織、利用者及び行政機関等で構成する生活支援センター運営連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。
- 2 連絡会の事務局は、センターに置く。

(書類の整備)

第13条 センターには、業務日誌、経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けるものとする。

(利用者の負担)

- 第14条 センターの利用は無料とする。ただし、センターが提供する実費負担を伴うサービスについては、別表4に掲げる金額を利用者に負担させるものとする。
- 2 別表4に掲げるサービスのうち、食事サービス、第6条第5号に規定する障害福祉サービス及び同 条第6号に規定する相談支援事業の利用に係る実費相当額を除いた利用者負担金は、同年度の光熱水 費などのセンター運営費に充当するものとする。
- 3 第6条第7号に規定する精神障害者退院サポート事業及び同条第8号に規定する障害者自立生活アシスタント事業の利用に係る利用者の負担については、各事業において定めるものとする。

(報告)

第15条 指定管理者は、前月の事業実施状況を別に定める様式により、毎月10日までに市長に報告する。

(個別支援計画)

- 第16条 センターは、利用者の心身の状況及び病歴、その置かれている環境等を勘案し、必要に応じて、その者の個別支援計画を作成する。
- 2 センターは、利用者の個別支援計画について、利用者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行うものとする。

(秘密保持等)

- 第17条 センターの職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害者等又はその家族の秘密を漏ら してはならない。
- 2 センターは、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た障害者等又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の保護)

第18条 センターは、個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び横浜市個人情報の保護に関する条例のほか、秘密保持に関するすべての条例等を遵守しなければならない。

(情報の提供)

第19条 当該センターのサービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるよう

に、センターに関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

(調査)

第20条 市長は事業の運営に対して、当該指定管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(苦情解決)

第21条 センターは、その提供したサービスに関する障害者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切 に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならな い。

(事故発生時の対応)

第22条 センターは、その提供したサービスにより事故が発生した場合は、市長、当該障害者等の家族 等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第23条 センターは、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

- 第24条 センターは、障害者等の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生 的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 センターは、その提供するサービスにおいて感染症が発生、又はまん延しないように必要な措置を 講ずるよう努めなければならない。

(虐待の防止のための措置)

第25条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

附則

- この要綱は、平成11年5月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成14年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成16年1月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成16年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成17年2月7日から施行する。

附則

- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成18年10月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年8月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年10月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成31年1月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年10月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別 表1 (第7条)

設備	基準面積
(1) 便所	20㎡ (10㎡×2室が望ましい)
(2) 集会室	100㎡ ※食堂・娯楽室を兼ねてもよい

別 表2 (第7条)

設備	基準面積
(1) 事務室	60 m²
(2) 相談・指導室	20㎡ (10㎡×2室が望ましい)
(3) 調理室	$30\mathrm{m}^2$
(4) 食堂・娯楽室	100㎡ ※集会室を兼ねてもよい
(5) 浴室・洗面所	10㎡ (5㎡×2室が望ましい)
(6) 洗濯室	10 m²
(7) 静養室	20㎡ (10㎡×2室が望ましい)
(8) 地域交流室	60 m²
(9) 倉庫	20 m²

別 表3 (第8条)

■ 職員の配置及び資格要件(※3)

職種	員 数	備考
施 設 長	1人	常勤・専任
職員	9人(※1)	常勤5人(うち精神保健福祉士1名(専任)及び相談支援専門員1名を含む) 非常勤4人(※2)
嘱 託 医 (その他、臨床心理士等専門職)	1人	月4回程度 月2回、医師による相談は必須 専門職に精神保健福祉士は含まない

- ※1 職員数については、「横浜市障害者自立生活アシスタント事業要綱」に基づく自立生活アシスタント及び「横浜市精神障害者退院サポート事業実施要綱」に基づく担当職員を含む。
- ※2 非常勤職員については、横浜市に事前協議を行うことで、センターの運営に支障のない範囲で、 常勤職員に変更することができる。なお、それに伴う費用の支弁はセンター運営法人が担うことと する。
- ※3 港北区生活支援センターについては別に定める。

別 表4 (第14条)

■ 利用者の負担

センター提供サービス	利用者負担金	備 考
食事サービス	1 食 500 円以下	利用者負担金額は、各生活支援センタ ーで必要な額を定める。 利用者負担金は全額食材等に当てる。
入浴サービス	1回 100円	石鹸、シャンプーは利用者負担とする。
洗濯サービス	1回 100円	洗剤は利用者負担とする。
インターネットサービス	10分 10円	利用時間は1人連続2時間までとする。
第6条第5号の自立生活援助	実費相当額の範囲内で指	
及び同条第6号の相談支援事業	定管理者が市長の承認を得	
の利用に係る実費相当額	て定める額	

※第6条第7号に規定する精神障害者退院サポート事業及び同条第8号に規定する障害者自立生活アシスタント事業の利用に係る利用者の負担については、各事業において定めるものとする。